

愛知県産業別最低賃金

愛知県の「産業別最低賃金」が改正されました。

産業別最低賃金の区分	引上額	時間額
染色整理業	0円	722円
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	6円	813円
一般機械器具製造業	5円	800円
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	4円	763円
輸送用機械器具製造業	4円	807円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	3円	755円
各種商品小売業	3円	753円
自動車（新車） 自動車部分品・附属品小売業	4円	787円

▼豊橋労働基準監督署（豊橋合同庁舎内）
（0532）54局1192



税

TAX

所得税の還付申告
（住宅取得控除）の受付

▼日時 2月1日（水）午前9時30分～正午・午後1時～3時30分

▼場所 田原文化会館201会議室

▼対象 給与所得者で住宅借入金等特別控除を受けようとする方 ▼必要書類など ①印鑑、給与所得者の源泉徴収票、建物の登記簿謄（抄）本、住民票、売買契約書または請負契約書の写し、借入金の年末残高証明書、計算機など ▼その他 給与所得者で医療費控除を受けようとする方、中途退職者など年末調整がされていない方で、還付申告を受けようとする方については、2月1日から市役所税務課にて随時申告を受け付けます（午前9時～11時30分・午後1時～4時）／詳しくは直接お問い合わせください

▼豊橋税務署

（0532）52局6201

（FAX）（0532）54局5990

▼税務課 23局3509

（FAX）23局0180

消費税申告支援センターを開設

東海税理士会豊橋支部では、新たに消費税の申告をしなければならなくなった事業者をバックアップするために、税務相談所内に消費税申告支援センターを開設しました。消費税の申告でお困りの方は、一人で悩まずにご利用ください。詳しくは直接お問い合わせください。

▼東海税理士会豊橋支部

（0532）55局0266

（FAX）（0532）55局1691

お詫びと訂正

広報たはら 12月号に誤りがありました。関係者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正させていただきます。

●田原市民まつり p 4

「市民パレード」

（正）鈴木陽生くん

（誤）鈴木春生くん

●公共施設 年末・年始の業務のお知らせ p 20

「渥美支所」

（正）出生届けや婚姻届などの届け出は、渥美支所の日直にて受け付けます（午前8時30分～午後5時）

（誤）記載なし

「田原まつり会館」

（正）12月26日（月）休み

（誤）12月26日（月）平常どおり

●文化会館・文化ホール イベント情報 p 23

「米村でんじろうおもしろサイエンスショウ」

（正）場所 赤羽根文化会館文化ホール

（誤）場所 渥美文化会館文化ホール

寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼11月17日、白谷ヨットクラブ（会長 袴田肇さん）より漁港管理のため、1万3800円。

▼11月30日、鈴木芳子さんより社会福祉のため、30万円。

